

## ○本庄市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成27年4月1日

告示第150号

(目的)

第1条 この要綱は、本庄市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
- (2) 消防団活動 災害活動のほか、平時の訓練、団員の研修等をいう。
- (3) 消防団協力事業所 市長の認定を受けて、消防団活動に協力している事業所等をいう。
- (4) 表示証 消防団協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付する消防団協力事業所表示証をいう。
- (5) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に本庄市消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、消防団活動に協力している事業所等について、消防団協力事業所としての認定及び表示証の交付を市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請又は推薦があった場合において、次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所としての認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、2人以上入団している事業所等
- (2) 消防団に入団している従業員の就業時間中における消防団活動について、積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 申請又は推薦があった場合

(2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合  
(表示証の交付)

第6条 市長は、前条の審査の結果、消防団協力事業所として認定したときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に対し消防団協力事業所表示証交付書（様式第2号）及び表示証（様式第3号）を交付するものとする。

2 消防団協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村等と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 消防団協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができるものとする。

2 消防団協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、前項に定めるもののほか、当該事業所等が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、様式第3号の寸法を同率に拡大し、又は縮小することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 市長は、本庄市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができないほか、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、消防団協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定取消事由に該当すると認めた事業所等に対し、本庄市消防団協力事業所認定取消し及び表示証返還通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 前2項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、消防団協力事業所の名称、消防団活動への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(庶務)

第12条 この要綱に関する事務は、市民生活部危機管理課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、消防団協力事業所表示制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。